重要事項説明書

おかもとケアプラン宝塚

重要事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定居宅介護支援について、 契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからない こと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年宝塚市条例第18号)」の規定に基づき、指定居宅介護支援提供の契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅介護支援を提供する事業者について

事業者名称	株式会社おかもと
代表者氏名	代表取締役 岡本佳剛
本 社 所 在 地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府寝屋川市池田旭町24番22号サンライズ柴田103号 072-812-5666
法人設立年月日	平成19年11月27日

2 利用者に対しての指定居宅介護支援を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	おかもとケアプラン宝塚	
介護保険指定事業者番号	宝塚市指定(指定事業者番号)2871104960	
事業所所在地	兵庫県宝塚市野上3丁目1番9号	
連 絡 先相談担当者名	TEL 0797-80-7155 FAX 0797-77-7114 (相談担当者氏名)後藤 弘美	
事業所の通常の 事業の実施地域	宝塚市	

(2) 事業の目的及び運営の方針

	株式会社おかもとが設置するおかもとケアプラン宝塚(以下「事業所」
	という。)において実施する指定居宅介護支援の事業(以下「事業」と
事業の目的	いう。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関す
	る事項を定め、指定居宅介護支援の円滑な運営管理を図るとともに、要
	介護状態の利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切
	な指定居宅介護支援の提供を確保することを目的とする。

- 1、事業所が実施する事業は、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮したものとする。
- 2、事業所が実施する事業は、利用者の心身の状況、その置かれている 環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及 び福祉サービスが、多様な事業者から総合的かつ効率的に提供され るよう配慮して行うものとする。
- 3、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類または特定の指定居宅サービス事業者等に不当に偏することのないよう、公正中立に行うものとする。

運営の方針

- 4、事業の運営にあたっては、宝塚市、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者との連携に努めるものとする。
- 5、事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制 の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の処置を 講じるものとする。
- 6、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、介護保険法第 118 条の 2 第 1 項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7、前6項のほか、「宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営 に関する基準を定める事例」(平成30年宝塚市条例18号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営	¥	Ě	В	月曜日〜金曜日 ただし、1月1日から1月3日まで及び祝祭日を除く。	
営	業	時	間	午前8時30分~午後5時30分	

(4) 事業所の職員体制

管 理 者 後藤 弘美

職	職務内容	人員数
管理者	1 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1名 (介護支援専 門員と兼務)
専門員	1 居宅介護支援業務を行います。2 介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 2名

(5) 居宅介護支援の内容、利用料及びその他の費用について

居	宅介護支援の内容	提供方法	介護保険 適用有無	利用料 (月額)	利用者負担額 (介護保険適用の場合)
1	居宅サービス計画 の作成	別紙に掲げる	左の①~	下表のとおり	介護保険適用となる
2	居宅サービス事業 者との連絡調整	「居宅介護支援 業務の実施方法 等について」を	⑦の内容は、居宅介護支援の		場合には、利用料を
3	サービス実施状況 把握、評価	参照下さい。	ー連業務 として、介		(全額介護保険により負担されます。)
4	利用者状況の把握		護保険の対象となっ		
5	給付管理		るもので す。		
6	要介護認定申請に 対する協力、援助				
7	相談業務				

要介護度区分 取扱い件数区分	要介護1・2	要介護3~5
介護支援専門員1人に当りの利 用者の数が45人未満の場合	居宅介護支援費 I 12.000 円	居宅介護支援費 I 15.591 円
11 45 人以上の場合において、45 人以上60人未満の場合	居宅介護支援費 II 6.011 円	居宅介護支援費 II 7.779 円
11 45 人以上の場合において、60人以上の場合	居宅介護支援費Ⅲ 3.602 円	居宅介護支援費Ⅲ 4.663 円

- ※ 当事業所が運営基準減算(居宅介護支援の業務が適切に行われない場合の減算)に該当する場合は、上記金額の 50/100 となります。また 2 ヶ月以上継続して該当する場合には、算定しません。
- ※ 特定事業所集中減算(居宅サービスの内容が特定の事業者に不当に偏っている場合の減算)に 該当 する場合は、上記金額より 2,210 円(200 単位)を減額することとなります。
- ※ 虐待の発生又はその再発を防止するための措置(虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること)が講じられていない場合、所定単位数の 1/100 に相当する単位数を減算します。
- ※ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、所定単位数の 1/100 に相 当する単位数を減算します。

※ 当該事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは当該事業所と同一の建物(同一敷地内建物等)に居住する利用者又は当該事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物(同一敷地内建物等を除く。)の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額 の 95/100 を算定します。

	加算	加算額	算 定 回 数 等
要介護度による区分な	初 回 加 算 (単位数 300)	3, 315 丹⁄回	新規に居宅サービス計画を作成する場合要支援 者が要介護認定を受けた場合に居宅サービス計 画を作成する場合 要介護状態区分が2区分以上変更された場合に 居宅サービス計画を作成する場合
	入院時情報連携加算(I) (単位数 250)	2, 762 円/月	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合入院した日のうちに情報提供していること。 ※ 入院日以前の情報提供を含む。 ※ 営業時間終了後又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。
	入院時情報連携加算(Ⅱ) (単位数 200)	2, 210 円/月	利用者が病院又は診療所に入院するに当たって、当該病院又は診療所の職員に対して、当該利用者の心身の状況や生活環境等の当該利用者に係る必要な情報を提供した場合入院した日の翌日又は翌々日に情報提供していること。 ※ 営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日でない場合は、その翌日を含む。
分なし	退院・退所加算 (I) イ (単位数 450)	4, 972 円∕回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
	退院・退所加算 (I) ロ (単位数 600)	6, 630 平⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場 合

退院・退所加算 (II) イ (単位数 600)	6, 630 平⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合
退院・退所加算(Ⅱ)ロ (単位数 750)	8, 287 平⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護保険施設への入院・入所していた者が退院・退所し、その居宅において居宅サービス又は地域密着型サービスを利用する場合において、当該利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居宅サービス等の利用に関する調整を行った場合1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場合
退院 • 退所加算 (Ⅲ) (単位数 900)	9, 945 円⁄回	病院、診療所、地域密着型介護福祉施設、介護 保険施設への入院・入所していた者が退院・退 所し、その居宅において居宅サービス又は地域 密着型サービスを利用する場合において、当該 利用者の退院又は退所に当たって病院等の職員 と面談を行い、利用者に関する必要な情報の提 供を得た上で、居宅サービス計画を作成し、居 宅サービス等の利用に関する調整を行った場合 1回以上カンファレンスによる情報収集を行った場 合
通 院 時 情 報 連 携 加 算 (単 位 数 50)	552 円	利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、居宅サービス計画に記録した場合。 利用者1人につき1月に1回を限度として所定単位数を加算する。
小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (単 位 数 300)	3, 315 円	小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同 サービス事業所に出向き、利用者の同サービス 事業所における居宅サービス計画の作成に協力 を行った場合
看護小規模多機能型居宅介護事業所連携加算 (単位数300)	3, 315 円	看護小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画の作成に協力を行った場合

緊急時等居宅カンファレンス加算 (単位数 200)	2, 210 円⁄回	病院又は診療所の求めにより、当該病院又は診療所の職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い、必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(一月に2回を限度)
ターミナルケアマネジメント加算 (単 位 数 400)	4, 420 円∕回	終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者 又はその家族の意向を把握した上で、在宅で死亡した利用者(在宅訪問後、24 時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む)に対して・24 時間連絡がとれる体制を確保し、かつ、必要に応じて、指定居宅介護支援を行うことができる体制を整備・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前 14 日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性等の把握、利用者への支援を実施・訪問により把握した利用者の心身の状況等の情報を記録し、主治の医師等及びケアプランに位置付けた居宅サービス事業者へ提供

3 利用者の居宅への訪問頻度の目安

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度の目安

利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも1月に1回

- ※ ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂 行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の 居宅を訪問することがあります。
- 4 居宅介護支援の提供にあたっての留意事項について
- (1) 利用者は介護支援専門員に対して複数の指定居宅サービス事業者等の紹介を求めることや、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由について 説明を求めることができますので、必要があれば遠慮なく申し出てください。
- (2) 居宅介護支援提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、 要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者 の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (3) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (4) 利用者が病院等に入院しなければならない場合には、病院等と情報共有や連携を図ることで退院後の在宅生活への円滑な移行を支援するため、担当する介護支援専門員の名前や連絡先を病院等へ伝えてください。
- (5) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。

5 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者

管理者 後藤 弘美

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (6) 虐待の防止のための指針を作成します。
- (7) 事業者は、サービス提供中に、従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる 利用者を発見した場合は、速やかに利用者が居住している地域の保険者に通報します。

6 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性・・・・・直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限ります。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

7 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報を用いません。 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。)

8 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、 損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名
ニッセイ同和損害保険株式会社

保険名 あんしん総合保険

保障の概要対人、対物、財物の損壊・紛失・盗難、純粋経済損害事故等の損害補償

9 身分証携行義務

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から 提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

10 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

11 衛牛管理等

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 介護支援専門員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

12 記録の整備

指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する記録を整備し、契約終了した日から5年間保存します。

13 サービス提供に関する相談、苦情について

- (1) 苦情処理の体制及び手順
- ア 提供した指定居宅介護支援に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- ィ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 1. 苦情又は相談があった場合には、利用者の状況を詳細に把握するため必要に応じて訪問を実施し、状況の聞き取りや事情の確認を行う。
 - 2. 管理者は、事実関係の確認を行うとともに、把握した状況をスタッフとともに検討を行い、対応方法を決定する。
 - 3. 対応内容に基づき、必要に応じて関係者への連絡調整を行うとともに、利用者や苦情申立て者に対応方法を含めた結果報告を行う。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】	所 在 地 兵庫県宝塚市野上3丁目1番9号電話番号 0797-80-7155		
おかもとケアプラン宝塚	7アックス番号 0797-77-7114		
相談担当者 後藤 弘美	受付時間 午前8時30分~午後5時30分		
【区役所(保険者)の窓口】 宝塚市役所 介護保険課	所 在 地 宝塚市東洋町1番1号 本庁舎2階電話番号 0797-77-2136 (直通) ファックス番号 0797-71-1355 (直通) 受付時間 午前9時~午後5時30分 (土日祝は休み)		

【公的団体の窓口】 兵庫県国民健康保険団体連合会

所 在 地 神戸市中央区三宮 1-9-1-1801 電話番号 078-332-5617 受付時間 午前 8 時 45 分~午後 5 時 15 分

(土日祝は休み)

14 ハラスメントについて

当事業所は、ご利用者様のご意見・要望に対して、これからも真摯に対応してまいります。 しかしながら、カスタマーハラスメントに該当する行為に対しては、毅然とした対応を行い、 当事業所で働く職員一人ひとりを守ることも、継続的に安全で質の高いサービスを提供して いくためには不可欠と考えております。

提供するサービスの利用にあたってご留意いただきたい事項 【禁止行為】

- ①職員に対する身体的暴力(身体的な力を使って危害を及ぼす行為)
- ②職員に対する精神的暴力(人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為)
- ③職員に対するセクシュアルハラスメント(意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の要求 等、性的ないやがらせ行為)

【提供するサービス契約の終了】

当事業者は、次に掲げるいずれかの場合には、相当な期間の経過後指定居宅介護支援を解除することができます。

- ① 職員の心身に危害が生じ、又は生ずるおそれのある場合であって、その危害の発生又は再発生を防止することが著しく困難である等により、利用者に対して指定居宅介護支援を提供することが著しく困難になったとき
- 15 この重要事項説明書の概要等については、当該事業所の見やすい場所に掲示するととも に、当該事業所のウェブサイト(法人ホームページ等又は情報公表システム上)に掲載・ 公表します。

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	\Box
-----------------	----	---	---	--------

上記内容について、「宝塚市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年宝塚市条例第18号)」の規定に基づき利用者に説明を行いました。

	所 在	地	大阪府寝屋川市池田旭町24番22号 サンライズ柴田103号	
事	法 人	名	株式会社おかもと	
業者	代表者	名	代表取締役 岡本佳剛	ЕР
	事業所	f 名	おかもとケアプラン宝塚	
	説明者	氏名		Ер

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住	所		
	氏	名		ĘŊ
上記署名は、 _.			続柄()が代行しました。
代理人	住	所		
	氏	名		ЕД
•		•		